人、災害復興指導官一人、海岸林復旧指導官一人、海岸林造成推進官一人、長寿命化推進官一人、山地防災緊急対策官一人、林地利用指導官一人、保安林調整官一人、訟務官一人、災害対策調整官一人及び災害査定官一人を置く。

2～5　（略）

6　災害復興指導官は、山地災害からの復興についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7～15　（略）

（国有林野管理室並びに企画官、技術開発調査官、造林企画官、森林土木専門官、災害対策分析官、森林除染対策官、国有林野利用調整官、鑑定調整官及び測定専門官）

**第三百九十七条**　業務課に、国有林野管理室並びに企画官十人、技術開発調査官一人、造林企画官一人、森林土木専門官二人、災害対策分析官一人、森林除染対策官一人、国有林野利用調整官一人、鑑定調整官一人及び測定専門官一人を置く。

2～7　（略）

8　災害対策分析官は、国有林野に係る災害対策のために必要な情報の収集及び分析に関する事務を行う。

9～12　（略）

（総務企画部に置く課等）

**第四百二十二条**　総務企画部に、次の三課及び専門官三人を置く。

総務課
企画調整課
経理課

2　北海道森林管理局の総務企画部においては、前項の規定にかかわらず、次の四課及び専門官三人を置く。

総務課
企画課
業務調整課
経理課

人、海岸林復旧指導官一人、海岸林造成推進官一人、長寿命化推進官一人、山地防災緊急対策官一人、林地利用指導官一人、保安林調整官一人、訟務官一人、災害対策調整官一人及び災害査定官一人を置く。

2～5　（新設）

6～14　（略）

（国有林野管理室並びに企画官、技術開発調査官、造林企画官、森林土木専門官、森林除染対策官、国有林野利用調整官、鑑定調整官及び測定専門官）

**第三百九十七条**　業務課に、国有林野管理室並びに企画官十人、技術開発調査官一人、造林企画官一人、森林土木専門官二人、森林除染対策官一人、国有林野利用調整官一人、鑑定調整官一人及び測定専門官一人を置く。

2～7　（新設）

8～11　（略）

（総務企画部に置く課等）

**第四百二十二条**　総務企画部に、次の三課及び専門官四人を置く。

総務課
企画調整課
経理課

2　北海道森林管理局の総務企画部においては、前項の規定にかかわらず、次の四課及び専門官四人を置く。

総務課
企画課
業務調整課
経理課

（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策分析官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）

**第四百五十三条**　北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、関東森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人

（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）

**第四百五十三条**　北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、関東森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。